

イスラエル国
商標法, 5732 - 1972
2014年8月版

目次

- 第1章 解釈
- 第1条 定義
- 第2条 役務商標についての規定の適用可能性
- 第3条 証明商標及び団体商標に係る規定

- 第2章 商標登録簿
- 第4条 登録簿及びその内容
- 第5条 登録官
- 第5A条 任命及び司法権の委譲
- 第6条 登録簿の公開

- 第3章 登録の適格性
- 第7条 商標に対する排他的権利
- 第8条 登録適格性を有する標章
- 第9条 特定の色彩の制限
- 第10条 登録出願の範囲
- 第11条 登録適格性がない標章
- 第12条 他人名義のものと同じの標章
- 第13条 商品の名称又は記述
- 第14条 証明商標の登録
- 第15条 団体商標の登録
- 第16条 外国で登録された商標の登録

- 第4章 登録手続
- 第17条 出願
- 第17A条 出願の分割
- 第17B条 出願の統合
- 第18条 登録官の権限
- 第19条 審判請求
- 第20条 錯誤と訂正
- 第21条 権利の部分放棄要求
- 第22条 出願の取消
- 第23条 公開
- 第24条 異議申立
- 第25条 審判請求

- 第26条 登録
- 第27条 登録日
- 第28条 登録証
- 第29条 類似標章の対抗出願
- 第30条 同時使用

第5章 登録の存続期間及び更新

- 第31条 登録の有効期間
- 第32条 登録の更新
- 第33条 満了の通知
- 第34条 抹消された商標
- 第35条 更新の制約

第6章 変更及び取消

- 第36条 所有者の請求による登録の変更
- 第36A条 別個の登録の単一の登録への統合
- 第37条 廃止
- 第38条 商標権者でない者の請求による登録の変更
- 第39条 商標の抹消
- 第40条 登録変更の手順
- 第41条 不使用による登録の取消
- 第42条 変更手続を通知する登録官の権限
- 第43条 新分類への登録の適応に係る規則
- 第44条 登録の適応
- 第45条 登録の適応命令

第7章 商標権者の権利

- 第46条 排他的使用権
- 第46A条 周知商標の排他的使用
- 第46B条 見本市に展示される商標の保護

- 第47条 真正な使用
- 第48条 商標の移転
- 第49条 移転登録
- 第50条 商標使用の授権
- 第51条 授権登録の申請
- 第52条 授権登録の変更及び取消
- 第52A条 商標の継続使用
- 第53条 審判請求権

第8章 外国商標登録

第54条 合意による保護

第55条 優先権

第56条 出願の提出

第8A章 国際出願

第1節 定義

第56A条 定義

第2節 イスラエルを本国とする国際出願

第56B条 本国官庁としての登録官

第56C条 国際出願又は延長申請の提出

第56D条 登録官による国際事務局への通知

第56D1条 延長申請における国際出願の錯誤の訂正

第3節 イスラエルを指定する国際出願

第56E条 イスラエルを指定する出願への本法の規定の適用

第56F条 拒絶又は異議申立提出通知

第56G条 国際商標の登録

第56H条 異議申立における最終決定の通知

第56I条 国際商標による国内商標の差替

第56J条 本法の規定の国際商標への適用

第56K条 国際商標の削除又は取消の通知

第56L条 国際登録からの削除又は取消の結果

第56M条 国内商標による国際商標の差替

第9章 侵害

第57条 侵害訴訟

第58条 取引慣行の証拠

第59条 救済

第59A条 追加の救済手段

第10章 罰則

第60条 罰則

第61条 差止

第62条 没収又は廃棄命令

第63条 登録商標の虚偽表示

第11章 証拠と手続

第63A条 登録官の他の決定に対する審判請求

第63B条 認定地方裁判所
第63C条 地方裁判所の判決又は他の決定に対する審判請求
第64条 有効性の証拠となる登録
第65条 登録官の証明
第66条 審判請求人の聴聞
第67条 登録官に対する証拠
第68条 証人に関する登録官の権限
第69条 費用
第69A条 税関長への通知の付与

第12章 手数料及び規則
第70条 手数料
第71条 実施及び規則
第71A条 附則の改正
第72条 登録官による規則

附則

第1章 解釈

第1条 定義

本法において、

「標章」とは、平面的又は立体的であるか否かに拘わらず、文字、数字、語、図形若しくはその他の記号又はこれらの結合を意味する；

「商標」とは、商品を製造又は取り扱う関係人によって、使用され又は使用される予定である標章を意味する；

「国際商標」マドリッド議定書及びマドリッド規則の規定に従って国際登録簿に登録された商標；

「イスラエルで登録された国際商標」第56条Eに従って登録官が受領した通知に従って登録された、同じく登録商標である国際商標；

「国内商標」第17条に従う出願によって登録された登録商標；

「周知商標」イスラエルで周知の標章であり、イスラエルで登録された登録商標ではなく、又はイスラエルで使用されていない標章であっても、加盟諸国の市民権を有する者、当該国の永住者又は当該国で事業活動を行い、若しくは当該国に製造施設を有する者が所有する標章。

商標がイスラエルで周知であるか否かの決定に際して、特に以下を考慮するものとする。

- 関連分野において標章が周知である程度及びマーケティングの結果として標章が周知である程度；

「登録商標」本法の規定に基づき国内商標として又はイスラエルで登録された国際商標として商標登録簿に登録された商標；

「役務商標」役務を提供する関係人によって使用され、又は使用される予定である標章；

「証明商標」事業を営む者以外の者によって、関与する商品の起源、構成部分、製造方法、品質及びその他の特徴を証明するため又は関与する役務の性質、品質若しくは種類を証明するために、使用される予定である商標；

「団体商標」商品又は役務に関与する団体に属する商標又は役務商標であって、当該商品又は役務に関与する団体の構成員によって指定される予定であって、及び使用され、又は使用される予定である商標。

「侵害」以下の権原を有していない者による使用、

(1) 登録商標又は商標が登録されている商品若しくは同種の商品に係る商標に類似する標章の使用；

(2) 標章が登録されている類の商品又は同種の商品の広告における登録商標の使用；

(3) 登録商標でなくとも周知の商標又は標章が周知である商品若しくは同種の商品に係る混同を生ずるほどに類似する標章の使用；

(4) 同一の取引表示ではない商品に係る登録商標である周知の商標又は類似の標章の使用が、当該商品と商標権者との関連を示し、また商標権者が係る使用の結果として損害を被り易い場合の当該登録商標又は類似の標章の使用；

「同盟国」工業所有権の保護に関するパリ条約第1条に基づく工業所有権の保護に関する同盟の加盟国である国及び同条約第16条の2に基づき、同条約が及ぶ準州を含む国；

「世界貿易機関」1994年4月15日マラケッシュで締結された協定により構成される世界貿易

機関；

「加盟国」 パリ協定加盟国又は世界貿易機関の加盟国；

「地理的表示」 - イスラエルにおいて商品に係る所定の品質，特徴又は評判が，実質的にその地理的原産地に帰される場合に，加盟国又は領域若しくはその一部の所定の地理的地域を原産地とする商品であることを特定する表示を意味する。

「大臣」 法務大臣。

第2条 役務商標についての規定の適用可能性

別段の定めがある場合を除き，商標に適用される本法の規定は役務商標に準用されるものとする。本法における役務商標及び商品商標へのあらゆる言及は，役務商標又は役務を含むものとみなされる。

第3条 証明商標及び団体商標に係る規定

第14条及び第15条の規定に従うことを条件として，証明商標及び団体商標は商標及び役務商標と同様に扱われるものとし，本法における商標又は役務商標へのあらゆる言及は証明商標及び団体商標を含むものとみなされる。

第2章 商標登録簿

第4条 登録簿及びその内容

本法に基づき商標の登録に関する登記簿(以下「登記簿」という)を備える。登録には次の事項を記載する：

- (1) 標章所有者の名称、宛先及び職業；
- (2) 譲渡、送信及び授権の通知；
- (3) 権利の部分放棄；
- (4) 条件及び制限；
- (4a) イスラエルで登録された国際商標に関して、商標が国際商標である旨の表示；
- (5) 登録商標に関して定められるその他の事項

第5A条 登録官

大臣はその監督下で登記簿を保管する商標登録官(以下「登録官」という)を任命する。

第5条 任命及び司法権の委譲

(a) 大臣は、地方裁判所判事の資格を有する弁護士である政府官僚(以下「知的所有権審判員」という)に対して、第42条から第45条まで及び第72条に基づき規則を制定する権限を除き、登録官が遂行する法的職務又は登録官が本法の規定に基づく権限を有する職務を遂行する義務を委譲することができる；当該職務が副登録官に委譲されるときは、副登録官はその義務遂行の目的のために知的所有権審判員であるとみなされる。

(b) (a)に基づく職務を委譲された知的所有権審判員は本法の規定に基づく職務を遂行し、その職務を果たす目的のために、登録官に与えられた権限が付与される。

(c) (a)に基づく職務を与えられた知的所有権審判員により遂行される法に基づく措置は、本法の適用上登録官によってなされたものとみなされる。

第6条 登録簿の公開

(a) 登録簿は支障がない限り規則に従って公衆の閲覧のために公開されるものとする。

(b) 登録の認証謄本はこれを必要とする何人にも所定の手数料の納付によって交付される。

第3章 登録の適格性

第7条 商標に対する排他的権利

標章を商標として排他的に使用する権利を有することを望む者は、本法に規定する標章の登録出願をすることができる。

第8条 登録適格性を有する標章

(a) 標章の所有者の商品が他者の商品と区別できるように改造されない限り、標章には、商標として登録する適格性がない(区別できるように改造された標章を以下「識別性を有する標章」という)。

(b) 商標に識別性があるか否かを決定する際に、登録官又は裁判所は、商標を実際に使用する場合、係る使用により登録され又は登録される予定である当該商標が商品を実際に識別できるようにする度合を考慮することができる。

第9条 特定の色彩の制限

商標は、その全体又は一部を1又は複数の特定の色彩に制限することができ、その場合、係る制限の事実については、当該商標が識別性を決定すべき登録官又は裁判所によって考慮される。商標が色彩の制限なしで登録されるときはその限りにおいて、すべての色彩について登録されたものとみなされる。

第10条 登録出願の範囲

(a) 商標は特定の商品又は商品の類に関連して登録されなければならない。

(b) 商品がどの類に分類されるかの問題は登録官によって決定され、その決定が最終のものとなる。

第11条 登録適格性がない標章

以下の標章は登録適格性がない：

(1) 大統領若しくはその家族との何らかの関係若しくは大統領の後援に言及する標章又は係る関係若しくは後援に関与する可能性がある標章。

(2) 国又はその団体の旗章又は紋章、外国又は国際機関の旗章又は紋章及びこれらに類似する標章；

(3) 国が使用する管理又は証明用の公の紋章、公式な署名若しくは印章、またこれらに類似する署名及び所有者が国若しくは政府の首長の後援を受け、又は首長に商品を支給し、若しくは役務を提供することが推測される署名、ただし、標章の所有者がこれを使用する権原を有することが登録官に証明された場合を除く；

(4) 以下の語が表示されている標章：「特許」、「特許権取得済」、「王室特許証による」、「登録済」、「登録意匠」、「著作権」、「これを模造することは偽造である」又は同様の効果がある語；

(5) 公序良俗を害し、又は害し得る標章；

(6) 公衆を欺瞞する虞のある標章、原産地の虚偽表示を含む標章及び不公正な取引競争を助長する標章；

(6a) 表示された地理的地域が産地ではない商品に係る地理的表示を含む標章であって、[該標章において]地理的表示[を含めること]が商品の産地である実際の地理的地域であると誤認させる標章；

(6b) 字義的には正しいが、商品が別の地域産であると思わせる効果がある虚偽表示を含む地理的表示を含む標章；

(7) 宗教性の意味合いのみの紋章と同一又は類似の標章；

(8) 本人の承諾が得られている場合を除く、人物の肖像が表示されている標章；故人の肖像の場合は、登録官の見解でそうされない合理的根拠が存在する場合を除き、登録官は遺族の同意を求めるものとする；

(9) 同一の商品又は同種の商品に関して既に登録されている、又は欺瞞であると理解されるほどに当該標章に酷似する、別の所有者に属する標章と同一の標章；

(10) 標章が第8条(b)又は第9条の意味における識別性を有するものではない限り、商品若しくは商品の類を区別若しくは記述するために取引で一般に使用され、又は特徴若しくは品質に直接言及する数字、文字若しくは語で構成される標章；

(11) 特殊な方法で表示され、又は第8条(b)若しくは第9条の意味における識別性を有するものではない限り、通常の意味が地理的又は姓である標章；

(12) 地理的表示を含むぶどう酒又は蒸留酒であって、その地理的地域産ではないぶどう酒又は蒸留酒を特定している標章；

(13) 標章が周知である商品に関して又は同種の商品に関して登録されていない場合でも、周知の標章と同一又は誤認させるほど類似する標章；

(14) 登録を求める標章が当該商品と商標権者との関係を示し、かつ、登録を求める標章の使用の結果として商標権者が損害を被る可能性があるときは、商品が同類の商品ではない場合でも周知の登録商標と同一又は類似の標章。

第12条 他人名義のものと同じの標章

標章が公衆を誤認させ、又は不公正な競争を引き起こす虞があるときは、登録官は他人の名称又は商号と同じ又は類似の商標若しくは前記の名称と同じ又は類似の名称又は商号を含む商標の登録出願を拒絶することができる。

第13条 商品の名称又は記述

標章が商品の名称又は記述をも含むときは、登録官は他の商品に係る標章の登録を拒絶することができる；ただし、実際の使用に際して使用される商品に応じて標章が異なり、出願時に出願人が係る効果を付記すれば登録官はこれを登録することができる。

第14条 証明商標の登録

(a) 標章によって示される特徴を当該標章の所有者が証明する資格を有することを登録官が納得する場合は、登録官は証明商標を登録することができる。

(b) 証明商標に第8条(a)が要件とする識別性が欠如していても証明商標を登録することができる。

(c) 証明商標は登録官の許可によってのみ移転することができる。

第15条 団体商標の登録

(a) 団体商標が関係団体の構成員により使用されることを意図し、かつ、係る団体はその構成員により当該団体商標の使用を管理することを登録官が認める場合は、登録官は団体商標を登録することができる。

(b) 本法の適用上、当該団体の構成員による団体商標の使用は、団体自体が使用するのか、又は使用を意図しているのかに拘わらず、当該団体による使用であるとみなされる。

(c) 団体商標は登録官の許可によってのみ移転することができる。

第16条 外国で登録された商標の登録

(a) 第8条から第11条までの規定に拘わらず、登録官は以下の場合を除き本国の商標として登録された商標の登録を拒絶しないものとする、

(1) イスラエルでの商標登録が他人によりイスラエルで取得された権利を侵害するとき；

(2) 標章に識別性がないとき；商標がその識別性を変更しないまま本国で登録された商標と異なり、かつ、前記本国で登録された様式の同一性に悪影響を及ぼさないときは、登録の資格は失われないものとする；

(3) 標章が種類、品質、数量、産地、用途、生産時期又は商品価値を示すために取引に用いることができる署名又は表示のみで構成されるとき；

(4) 標章が慣習としてイスラエルにおける日常語であり、又は誠実な確立した商習慣であるとき；

(5) 標章が公序良俗に反するとき；

(6) 標章が公衆を誤認させる虞のあるとき。

(b) 「本国」 本条に基づき登録が請求される商標の目的のために、出願人が有効かつ真摯な工業上若しくは商業上の営業所を有する加盟国又は出願人が前記国内に係る営業所を有していない場合、出願人が住所を有する加盟国又は出願人の住所が前記国内にない場合、出願人がその市民である加盟国。

(c) 登録されなかった筈の標章の登録を審査官が受理した場合、ただし、(a)の規定では、係る事実は出願の公開公報及び登録簿に表示されるものとする。

第4章 登録手続

第17条 出願

(a) 同一の商標を登録したい者が使用し、又は使用する意図の当該商標の商標権者になることを請求する何人も、所定の方法で登録官に書面で出願するものとする。

(b) (a)に記載の出願は、1の類の商品又は複数の類の商品に関して提出することができる。

第17A条 出願の分割

(a) 上記の第17条(a)に従って登録官に出願を提出した者は、複数の類に関して、出願対象である商標が第26条に従って登録されていない限り、商品の類及び所定の方法(本項では「分割出願」という)で当該出願を別個の出願に分割することを登録官に求めることができる。

審査官が前記分割を承認する場合、各分割出願の日付を原出願の提出日とする。

(b) 分割出願が第23条に従って原出願の受理の公開後に提出される場合は、第24条に従って開始された原出願に対する異議申立は、当該異議がそれに関連する限り、各分割出願に対して開始されたものとみなされる。

第17B条 出願の統合

(a) 同一の標章を登録するために第17条(a)に記載の複数の出願を登録官に提出した者は、第23条に従って出願受理の公開が行われていない限り、規定の方法(本項では「統合の申請」という)で別個の出願を単一出願に統合することを登録官に求めることができる。

(b) 統合の申請が提出された場合は、登録官は以下の2の条件があることを認めれば、別個の出願を単一出願に統合することができる：

(1) 別個の出願が同時に出願されたこと；

(2) 前記別個の出願の商標の所有権を主張する者が統合の申請を提出する者と実際に同一人物であること。

第18条 登録官の権限

(a) 本法の規定に従うことを条件として、登録官は出願を拒絶し又は無条件に若しくはその正当と判断する条件、補正若しくは変更若しくは使用の態様若しくは場所の制限があればこれを課して、出願を受理することができる。

(b) 複数の類の商品に係る商標の登録出願に関して、登録官はこれを幾つかの別個の出願に分割することを求めることができる。また、このように分割された各々の出願の提出日は原出願の提出日とする。

第19条 審判請求

登録官が出願を拒絶した場合は、その決定は地方裁判所での審判請求の対象とすることができる。登録官は審判請求の被審人となる。

第20条 錯誤と訂正

登録官は、出願の受理前若しくは受理後に、出願若しくは出願に関する錯誤を随時訂正し、又は出願人が適切であるとみなす用語を基に出願を補正することを許可することができる。

第21条 権利の部分放棄要求

(a) 商標が取引に共通の事項又はそれ以外の識別性を欠く特徴を含み、かつ、登録官にとって標章の所有者に係る事項又はその一部の排他的使用の権原を有していないと思われる場合は、登録官は当該商標を登録すべきか否か又は登録簿に残置すべきか否かを決定するに際し、その条件として、当該所有者が、当該事項の排他的使用の権利を部分放棄すること又は登録に基づく自己の権利を限定する目的で登録官が必要とみなすその他の権利の部分放棄を行うことを要求することができる。

(b) 本条に基づく権利の部分放棄は、標章の登録から外された商標権者の権利にのみ影響を及ぼし、その他には影響を及ぼさない。

第22条 出願の取消

(a) 出願人が、登録官が定めた期限内に登録官の請求に応じず、登録官が出願人に規定の書式の書面で通知し、かつ、通知日から3月が経過しても出願人が請求に応じない場合は、登録官は当該出願を無効とみなすことができる。

(b) 登録官は、規則で規定された方法で期間内に期間延長を求められ、出願人がその請求の合理的根拠を提示した場合は、本条に定める期間を延長することができる。

第23条 公開

出願が提出通りに、又は条件若しくは制限に従うことを条件として受理されたときは、登録官は係る受理後できる限り速やかに、かつ、所定の方法で、すべての受理条件及び制限を明記して受理された当該出願を公開するものとする。

第24条 異議申立

(a) 何人も公開日から3月以内に標章の登録に対する異議申立通知を登録官に提出することができる。

(a1) 標章の登録に対する異議申立理由は以下の通りである：

(1) 登録官が本法の規定に基づき登録の出願を拒絶できる理由があること；

(2) 異議申立人が当該標章の所有者であると主張すること；

(b) 通知は所定の様式により書面で提出され、異議申立理由の陳述書を含むものとする。

(c) 登録官は通知書の謄本を出願人に送付するものとする。

(d) 出願人は所定の様式及び所定期間内に、当該出願に関して依拠する理由を記載した異議申立に対する答弁書を登録官に送付するものとする。

(e) 出願人が前記答弁書を送付しない場合は、出願人は当該出願を放棄したものとみなされる。

(f) 出願人が答弁書を送付すると、登録官はその謄本を異議申立人に送達し、必要ならば関係当事者の聴聞を行った後、かつ、証拠を検討して当該の登録が許可されるか否か、また如何なる条件で許可されるかを決定するものとする。

第25条 審判請求

(a) 第24条(f)に基づく登録官の決定は、地方裁判所への審判請求の対象とすることができる

る。

(b) 本条に基づく審判請求は、登録官の決定日から30日以内に行われるものとする。

(b1) 審判請求人は本条に基づく審判請求提出を提出日から30日以内に登録官に通知するものとする。

(c) 審判請求に際して、裁判所は、必要ならば関係当事者及び登録官の聴聞を行い、登録が許可されるべきか否か、及び如何なる条件で許可されるのかを決定するものとする。

(d) 審判請求における聴聞中、何れの当事者も所定の様式又は裁判所の特別許可により更に別の資料を提出して裁判所の検討を求めることができる。

(e) 異議申立人又は登録官は、審判請求の聴聞を行う裁判所の許可により異議申立人が異議申立通知で陳述する以外の異議申立理由を提出することができない。前記の許可により理由が提出される場合は、出願人は所定の通知を提出した上で異議申立人の費用負担なく当該出願を取り下げることができる。

(f) 裁判所は登録官の聴聞後に、登録が申請されている商標をその同一性に実質的に影響を与えない方法で修正することを許可することができる。係る修正がなされた標章は登録前に所定の方法で公告されるものとする。

第26条 登録

出願が受理され、異議申立がなされずに異議申立通知期間が満了した場合又は異議申立がなされ、出願人を支持する決定がなされた場合は、当該出願が錯誤で受理され又は裁判所が別段の指示をしない限り登録官は当該商標を登録するものとする。

第27条 登録日

商標の登録出願の提出日は当該商標の登録日として記入されるものとする。

第28条 登録証

商標の登録に際して、登録官は出願人に所定の様式による登録証を交付するものとする。

第29条 類似標章の対抗出願

(a) 同一商品又は同一の取引表示の商品に関して互いに同一又は誤認するほど類似する商標の出願が異なる者によってそれぞれ所有者としてなされた場合及び後願が先の出願の受理前に提出された場合は、登録官は、それぞれの権利が登録官の承認する当事者間の合意により決定されるまで当該出願の受理を控えることができる。係る合意又は承認がない場合は、登録官は記録される理由で何れの出願が本法の規定に従って継続処理されるかを決定するものとする。

(b) (a)に基づく登録官の決定は、登録官の決定日から30日以内に地方裁判所に審判請求することができる。

(c) 審判請求人は審判請求の提出から30日以内に(b)に基づく審判請求の提出通知を登録官に送付するものとする。

(d) (b)に基づく審判請求に際して、請求があれば裁判所は登録官の聴聞を行うものとする。

第30条 同時使用

(a) 登録官にとって誠実な同時使用があると思われる場合又は登録官の見解で同一の商品に係る同一又は類似の商標の登録が正当化される他の特殊事情がある場合は、登録官は適切であると認める条件及び制限があればそれに従うことを条件として、当該登録を許可することができる。

(b) (a)に基づく登録官の決定は、地方裁判所への審判請求の対象とすることができる。審判請求は登録官の決定日から30日以内に提出されるものとする。審判請求において、裁判所は(a)に基づき登録官に付与されたすべての権限を有する。

(c) 審判請求人は登録官に対して(b)に従う審判請求提出通知を提出から30日以内に送付するものとする。

(d) (b)に従う審判請求において、裁判所は請求があれば登録官の聴聞を行うものとする。

第5章 登録の存続期間及び更新

第31条 登録の有効期間

商標の登録は出願の提出日から10年間有効であり、その後、第32条から第35条までの規定に従って延長することができる。

第32条 登録の更新

所定の方法及び所定期間内に商標権者による申請があれば、登録官は登録された商品又は商品の類の一部又は全部の当該商標の登録を原登録の満了日又は登録の最後の更新日(以下「満了日」という)から10年間更新するものとする。

第33条 満了の通知

(a) 満了日前の所定時に、登録官は登録満了日及び登録を更新する手数料の納付及びその他の事項に係る条件の通知を所定の方法で商標権者に送付するものとする。

(b) 満了日後6月以内(以下「第1の期限」という)に手数料が納付されない場合は、登録官は商標を登録簿から抹消するものとする；ただし：

(1) 手数料が第1の期限内に納付される場合は所定額が割増される；

(2) 登録官が適切であると認める場合は、登録官は商標権者の要請があれば第1の期限の終了後6月以内に申請が提出されることを条件に、不納付手数料及び所定の追加手数料の納付後に、登録官が適切であると認める条件で登録を回復させることができる。

第34条 抹消された商標

更新手数料の不納付により商標が登録から抹消された場合でも、当該商標に係る抹消から1年以内に提出される他の登録出願の目的のために登録商標として取り扱われる。

第35条 更新の制約

第34条の規定は、登録官が以下の何れかを認める場合は適用されない、

(1) 抹消前の2年間に商標の誠実な取引使用がなかったこと；又は

(2) 抹消された商標が以前使用されたという理由により、登録出願の対象である商標の使用から誤認又は混乱が生じる虞がないこと。

第6章 変更及び取消

第36条 所有者の請求による登録の変更

- (a) 登録官は、商標権者によって所定の方法でなされた請求により、
- (1) 商標権者の名称又は住所の錯誤を訂正する；
 - (2) 商標権者の名称又は住所の変更を記入する；
 - (3) 商標が登録された商品又は商品の類からその一部を削除する；
 - (4) 商標に関して既存登録で付与される権利を如何なる方法でも拡張しない権利の部分放棄又は変更を記入する。
 - (5) 登録簿への商標の登録を取り消す。
- (b) (a)に基づく登録官の決定は何れも審判請求の被審人として登録簿がある地方裁判所への審判請求の対象とすることができる。

第36A条 別個の登録の単一の登録への統合

- (a) 同一商標の複数の登録の商標権者は、所定の方法(本条において「登録の統合の申請」という)で、前記複数の登録を単一の登録に統合することを登録官に申請することができる。
- (b) 登録の統合の申請が提出された場合は、登録官は各登録の出願が前述のように、同じ日付で提出されたと信じるならば、別個の登録を単一の登録に統合することができる。
- (c) 登録官が本条に従う出願の統合を決定した場合は、登録官は統合された各々の登録について注記された第4条に基づくその事実及び重要な詳細に留意するものとする。

第37条 廃止

第38条 商標権者でない者の請求による登録の変更

- (a) 本法の規定に従うことを条件として、十分な理由なく登録簿への未挿入若しくはそこからの脱漏により、若しくは誤って登録簿に残置された登録により、又は登録簿における登録事項の錯誤若しくは瑕疵により被害を受けた者は、所定の方法で登録官に申請することができる。
- (b) (a)に基づく登録官の決定は、地方裁判所への審判請求の対象とすることができる。
- (b1) 審判請求人は(b)に基づく審判請求を提出日から3日以内に登録官に通知するものとする。
- (b2) 裁判所は、必要があれば(b)に基づいて提出された審判請求において登録官に聴聞を行うことができる。
- (c) 廃止
- (d) 廃止

第39条 商標の抹消

- (a) 本法の第7条から第11条までに基づき商標を登録適格性がないという理由で又は標章がイスラエルにおける出願人の権利に係る不公正な競争を生じるという理由で、第38条に基づき登録された商品又は商品の類の一部若しくは全部に係る登録簿から当該商標を抹消する申請は、第28条に基づく登録証書の交付から5年以内になされなければならない。

(a1) (a)の規定に拘わらず、標章登録の出願が悪意で提出されたという理由による商標の抹消の申請は随時提出することができる；

(b) (a)の規定に拘わらず、

(1) 本国で非居住者により登録された商標は、第16条に基づき登録を排除する理由を除き、登録簿から抹消されてはならない；

(2) 第8条から第11条までの規定に基づき登録適格性がなく、かつ、第16条の規定に基づき登録された非居住者の商標は、これが本国でもはや登録されていない場合は、第8条から第11条までの規定に基づき登録を排除する何れかの理由で随時登録簿から抹消されることができる。本規定の何れも標章の所有者が、標章の抹消申請の時点でイスラエルの居住者の申請により標章に登録適格性があつたことを示すことを妨げるものではない。

第40条 登録変更の手順

裁判所が登録簿の更正を命じるときは、裁判所は更正通知が勝訴当事者によって登録官に送達されるよう指示し、登録官は通知を受領次第当該命令に従い登録簿を更正するものとする。

第41条 不使用による登録の取消

(a) 第38条から第40条までの規定の一般原則を害することなく、商標登録された商品又は商品の類の一部若しくは全部に係る商標の登録取消申請(以下「取消請求されている商品」という)は、当該登録の取消請求がなされている商品に係る商標を使用する誠実な意図がなかったという理由及び登録の取消請求がなされている商品に係る商標の誠実な使用が実際になかったという理由又は取消申請前の3年間不使用であつたという理由により、利害関係者によって行うことができる。

(b) (a)の規定は、不使用が取引における特殊事情に起因し、前記商品の商標の不使用又は放棄の意図に起因するものではないことが立証された場合は適用されない。

(c) 本条の適用上、以下の何れかの場合は商標の誠実な使用がなかったものとみなされる：

(1) 裁判所又は登録官の見解により、イスラエルで製造又は販売された商品の商標の不使用を正当化する特殊事情がない限り、国内の新聞又はイスラエルで入手できる外国の新聞か否かに拘わらず広告のみでのイスラエルでの商標の使用。

(2) 条件の侵害により又は授権者自身が商標を使用する商品の製造を意図し、又はイスラエルの別の製造業者に授権することを意図することにより、授権が取り消される場合を除き、第50条に基づくイスラエルの製造業者に与えられた標章の使用の授権取消。

(d) 取消は所定の方法で登録官に申請することができる。

(e) 取消申請に対する登録官の決定は、地方裁判所での審判請求の対象とすることができる。

(e1) 審判請求人は、審判請求の提出日から30日以内に(e)に基づき審判請求の提出を登録官に通知するものとする。

(e2) 裁判所は必要があれば(e)に基づく審判請求で登録官を聴聞するものとする。

(f) 本条において、商標の「使用」は、以下を含む。

(1) 登録された標章の識別性を変更しないように登録簿に記載されている方法とは異なる方法で第50条に基づき商標権者又は被授権者による登録商標の使用；

(2) 使用が商標権者の管理に従うことを条件として第50条に基づく被授権者による使用。

第42条 変更手続を通知する登録官の権限

(a) 求められる救済が登録簿の変更又は更正を含む法的手続では、登録官は出頭し、かつ、聴聞を受ける権利を有し、裁判所の指示があれば出頭するものとする。

(b) 裁判所による別段の指示がある場合を除き、登録官は出廷し、聴聞を受ける代わりに、裁判所に対して、係争中の問題に係る自己の下での手続若しくは自己が行った決定の理由若しくは類似の事例における局の慣行及び手続又は当該問題に関連するその他の事項であって、登録官の知識の範囲内で適当と考えるものについての詳細を述べた自己の署名入り陳述書を提出することができ、当該陳述書は法的手続における証拠であるとみなされる。

第43条 新分類への登録の適応に係る規則

登録官は大臣の許可を得て、代替又は補正された所定の分類に商標が登録された商品又は商品の類を登録簿の表示に適合させる目的で必要である限り、登録簿に登録事項の記入又は抹消若しくは変更の何れかを行うことによって、登録官に登録簿を補正する権限を与えるために適当であると考えられる規則を作成し、その様式を定め、そのような事柄を一般に行うことができる。

第44条 登録の適応

(a) 登録官は、第43条により付与された権限の行使に際して、補正がなされる直前に(1類か複数類かに拘わらず)商標登録された商品に商品を追加する効果又は商品の商標登録の遡及効果を有する登録簿の補正を行ってはならない。

(b) (a)の規定は、登録官が当該規定を順守することが不当な複雑さを伴うこと及び追加又は遡及が商品の実質的な量に影響を及ぼさず、また何人の権利も実質的に害しない旨を認める商品については効力を有さない。

第45条 登録の適応命令

(a) 登録官は、第44条に基づく権限により影響を受ける商標権者に登録簿の補正案を通知し、登録所有者は係る提案を地方裁判所に審判請求することができる。変更案を含む提案は公告されるものとする。

(b) 補正案によって損害を被るとみなす者は、第44条の規定に反するという理由で登録官に異議を申立てることができ、異議に対する登録官の決定は地方裁判所への審判請求の対象とすることができる。

(c) 審判請求人は審判請求の提出日から30日以内に(b)の規定に基づき審判請求の提出通知を登録官に送付するものとする。

(d) 裁判所は必要があれば(b)に基づく審判請求で登録官を聴聞するものとする。

第7章 商標権者の権利

第46条 排他的使用権

(a) 登録簿に記載された制限条件に従うことを条件として、商標権者である者の有効な登録は、登録された商品及びすべての関連事項の当該商標の排他的使用権を商標権者に付与するものとする。

(b) 複数人が同一の商標の商標権者であり、又は同一商品に関して本質的に同一である場合は、各商標権者は当該商標の単独の登録所有者であるものとして同じ権利を有し、商標権者それぞれの権利が登録官又は地方裁判所によって限定されている場合を除き、登録により他人に対抗するものとして取得されるものとする。

第46A条 周知商標の排他的使用

(a) 周知商標の所有者は、当該商標が登録商標ではない場合でも、商標がイスラエルで周知である商品又は同種の商品に係る商標を排他的に使用する権原を有するものとする。

(b) 登録商標である周知商標の所有者は、所有者以外の者による当該商標の使用が商品と商標権者との関係を示す可能性があり、商標権者が係る使用により損害を被る虞がある場合は、同種ではない商品に係る当該商標の排他的使用の権原をも有するものとする。

第46B条 見本市に展示される商標の保護

登録商標ではない標章は、イスラエルで開催される公式の又は公認の国際見本市で展示される商品については見本市が開催される期間中は登録商標であるとみなされるものとする。

第47条 真正な使用

本法に基づく登録は、他の者による自己の名称若しくは自己の事業の名称若しくは営業所の地理的名称、営業所の名称若しくは自己の事業の前任者の営業所の名称の真正な使用又は何人かによる商品の品質の真正な記述の使用を妨げるものではない。

第48条 商標の移転

(a) 登録商標は当該商標が登録された商品の事業での評判に拘わらず、商標権者によって、又は登録された商品若しくは商品の類の一部若しくは全部に係る法の運用によって譲渡されることができる。ただし、登録官が、移転による標章は公衆を誤認させ又は移転が公序に反するとみなす場合は、前記移転の登録を拒絶することができる。

(a1) (a)に基づいて商標登録された商品又は商品の類の一部について商標が移転された場合は、登録官は所定の取引登録を別個の登録に分割するものとする。

(b) (a)の適用上、商標登録の継続中の出願は登録商標であるものとして扱われる。

第49条 移転登録

(a) 譲渡又は法の運用により登録商標の権原を得た者は、当該権原の登録を登録官に申請し、登録官は権原の証明を認める場合は、当該申請者を商標権者として登録し、かつ、移転又は権原に係る証書を所定の方法で登録簿に登録するものとする。

(b) 本条に基づく登録官の決定は地方裁判所への審判請求の対象とすることができる。

(c) 本条に基づく審判請求の場合を除き、本条に基づく登録簿への登録がなされなかった書類又は証書は、裁判所が別段指示しない限り、如何なる裁判所でも商標の権利を証明する証拠として認められない。

第50条 商標使用の授権

(a) 商標権者は、他人(本法では「被授権者」という)が登録された商品のすべて又は何れかに係る当該商標の使用権を授権することができる。

(b) 授権は本条の規定に基づき登録されない限り効力を持たず、登録官は適当であると考えられる条件及び制限に従うことを条件として授権を登録することができる。

(c) 被授権者が業務上で授権に従って、及び付随する条件及び制限に従うことを条件として商品に係る標章を使用する限り、被授権者による標章の使用は商標権者の排他的使用であるとみなされる。

(d) 登録官は、登録が出願された商品に係る商標の使用が公序に反さず、誤認の虞がないことが実証されたことに納得する場合に授権を登録することができる。

第51条 授権登録の申請

(a) 所定の様式での授権登録は、商標権者及び被授権者として登録された者によって提出され、特に以下を表示するものとする。

(1) 被授権者による商標使用に対する商標権者の管理の程度を含む、商標権者と被授権者として登録されている者との関係；

(2) 授権が求められる商品；

(3) 標章が登録されている場合に、授権による標章使用を申請する条件と制限；

(4) 限定期間の授権登録が請求されている場合は当該授権の有効期間。

(b) 登録官は申請を決定するために有効であると思われる書類、証拠又は事項を要求することができる。

(c) 登録を受けるべき事項以外の(a)及び(b)に規定する事項は公衆の閲覧に供さないものとする。

第52条 授権登録の変更及び取消

(a) 商標権者による規定の方法での申請があれば、登録官は、授権が申請される商品に係る事項及び従うことを条件とする条件及び制限に関して授権の登録を変更することができる。

(b) 登録官は、規定の様式での被授権者による申請で授権登録を取り消すことができる。

(c) 登録官は、請求があり、かつ授権の存在又は被授権者による商標の使用が公共秩序に反し、又は欺瞞する虞があることが納得できるように実証された場合は授権登録を取り消すことができる。

(d) 本条に基づき授権を取り消し、又はその条件を変更する前に、登録官はすべての利害関係者に聴聞の機会を与えるものとする。

(f) 本条の規定は第38条から第49条までの規定を適用除外するものではない。

第52A条 商標の継続使用

本法の規定に拘わらず、商標登録の出願が提出されたとき又は商標が誠実に登録されたとき

若しくは誠実な使用により商標権が取得された場合は、商標登録の適格性、登録の有効性若しくは当該商標の使用権は何れも、商標の登録出願、商標登録又は前記使用による権利取得が以下の時点で先立って効力を有していた場合は、当該商標が地理的表示又は周知商標と同一若しくは類似しているという理由のみによっては有害な影響を受けないものとする -

- (1) 周知商標の場合、商標が周知商標になった日；
- (2) 地理的表示の場合、2000年1月1日又は地理的表示により表示される地理的領域がある加盟国で地理的表示が保護の対象になった日。

第53条 審判請求権

- (a) 第50条から52条までに基づく登録官の決定は、地方裁判所への審判請求の対象となる。
- (b) 登録官は、第50条から51条までに基づく登録官の決定に対する審判請求の被審人となる。
- (c) 第52条に基づき登録官の決定に対する審判請求人は、審判請求の提出日から30日以内に登録官に審判請求提出の通知を送付するものとする。
- (d) 裁判所は必要があれば(b)に基づき審判請求で登録官の聴聞を行う。

第8章 外国商標登録

第54条 合意による保護

(a) 政府が商標の相互保護について外国政府との協定に署名し、外務大臣がその事実を通知すると、当該協定が効力を有する限り、当該国で商標保護を申請する者又はその法定代理人若しくは譲受人は、外国での保護申請日から6月以内に出願を提出することにより本法に基づき他の出願人に優先して当該商標出願を登録する権原を有するものとする。

(b) (a)の規定は、当該商標がイスラエルで実際に登録された日前に発生した侵害による損害を回復する権原を商標権者に付与するものではない。

(c) (a)に記載の6月の期間中にイスラエルで使用されたという理由のみで商標登録が無効になることはない。

第55条 優先権

(a) 加盟国での商標登録出願(本条では「先の出願」という)を提出した者又は所有権におけるその先行者は、本条の規定によりイスラエルにおいて商標登録を出願し、以下の2の条件が満たされれば先の出願の提出日後に提出された登録出願に対する当該出願の優先権を主張することができる：

(1) 優先権主張がイスラエルにおける商標登録の出願とともに提出されたこと；

(2) イスラエルにおける商標登録の出願が最先の先の出願の提出日から6月以内に提出されたこと。

(b) 優先権主張は、イスラエルにおける商標登録の出願に含まれる商品又は商品の類の一部若しくは全部に関して行うことができ、優先権主張がなされた後、当該優先権主張はこれに係る(a)の規定に従うことを条件とする。

(b1) (a)の規定に基づく優先権主張が1以上の先の出願に基づくものであり、かつ、各出願に基づいて優先権が主張された場合は、(a)の規定は前記商品又は商品の類のそれぞれに係る最先の先の出願の提出日に従って商標登録が請求された商品又は商品の類に適用されるものとする。

(b2) 優先権主張が先の出願の一部に基づくものである場合は、(a)の規定は同じ部分が別個の先の出願における外国での登録用に提出されたものとして適用されるものとする。

(c) 本条の規定は、イスラエルにおける標章登録の出願提出日前になされた侵害による損害に対する権利を付与するものではない。

第56条 出願の提出

第54条又は第55条に基づく商標登録の出願は、本法に基づく通常の出願と同様になされるものとする。

第8A章 国際出願

第1節 定義

第56 A 条定義

本章において、

「国際商標の名義人」 国際商標が自己の名義で登録されている者；

「国際出願」 議定書の第2条(2)及び第3条に従い国際事務局に国際商標として提出された商標登録の出願；

「イスラエルを指定する国際出願」 出願人が商標登録の登録先としてイスラエルを指定する国際出願；

「延長申請」 出願人が商標登録の出願先として先の出願の国際出願で示されていない追加の締約国を指定する議定書の第3条の3(2)に基づき国際商標として国際事務局に提出される商標登録の延長申請；

「イスラエルを指定する延長申請」 出願人が商標登録の登録先としてイスラエルを指定する延長申請。

「イスラエルを指定する申請」 イスラエルを指定する国際出願又はイスラエルを指定する延長申請；

「マドリッド協定」 議定書の第1条の意味におけるマドリッド協定(ストックホルム)；

「国際事務局」 議定書の第11条に規定の通り；

「国際登録簿」 議定書の第2条(1)に規定の通り；

「議定書」 1989年6月27日にマドリッドで署名された標章の国際登録に関するマドリッド協定に係る議定書；この件については「標章」は「商標」である；

「締約国」 議定書の第1条に従う当事者である締約国又は政府間機関；

「本国官庁」 国際出願又は延長申請が提出される、議定書の第2条(2)に定義する締約国の官庁；

「マドリッド規則」 添付の附則に規定されている規則の改正に従って2001年7月1日に発効したマドリッド協定及び議定書に共通の規則。

第2節 イスラエルを本国とする国際出願

第56B条 本国官庁としての登録官

(a) 登録官は、第56条Cの規定に基づいて提出されたイスラエルを指定していない国際出願及び延長申請に関して本国官庁として機能するものとする。

(b) 登録官は(a)に記載の出願及び国際事務局への当該出願の送信の責任を負う。本項の適用上、本節の規定は本節で触れていない関連事項に関してはマドリッド議定書及び規則の規定が適用される。

第56C条 国際出願又は延長申請の提出

商標を国内商標として登録する出願をイスラエルで提出し、又は国内商標の所有者であるイスラエル市民、イスラエル在住者若しくはイスラエルに工業若しくは商業上の積極的な関心

を有する者は、前記出願又は登録に基づいて、かつ、本章の規定に従って本国官庁として資格のある登録官に以下を提出することができる -

- (1) イスラエルを指定していない国際出願；
- (2) 出願人が国際商標の所有者である場合は、イスラエルを指定していない延長申請。

第56D条 登録官による国際事務局への通知

登録官が国際事務局に国際出願を送信した場合は、登録官は本章の規定に従って以下をそれぞれ国際事務局に通知するものとする：

- (1) 最終決定に至る手続が決定日前に開始されたことを条件として、却下、取消又は条件付の受理、補正若しくは変更若しくは制限に係る第18条又は第22条に基づく基礎出願に関する最終決定；
- (2) 第19条に基づく審判請求の判決は、審判請求の対象に係る決定手続が決定日前に開始された限り最終のものとする；
- (3) 最終決定又は判決が基礎出願に従い国内商標としての商標登録に対する異議申立の決定日前に、第24条の規定に従い提出された異議申立通知の結果として決定又は判決が下されたことを条件として、出願された商品又は商品の類の一部若しくは全部に係る標章の登録を禁止する最終決定又は判決。
- (4) 決定日前に満了となり、第32条及び第33条の規定に従い更新がなされなかった基礎登録。
- (5) 決定日前に第36条の規定に従い商標の名義人によって提出された申請に従い、基礎登録若しくは当該登録に示される商品若しくは商品の類の削除又は取消に係る決定。
- (6) 決定日前に第39条又は41条の規定に従い提出された申請の結果として、基礎登録若しくは当該基礎登録に示される商品若しくは商品の類の削除又は取消に係る最終決定又は最終判決；
- (7) マドリッド議定書及びマドリッド規則の規定に従って法務大臣により決定される追加事項。

本条において、

「基礎出願」 国際出願が基礎とする国内商標としてイスラエルにおける商標登録出願。

「決定日」 商標の国際登録から5年より後の日付；

「基礎登録」 国際出願が基礎とする国内商標。

第56D1条 延長申請における国際出願の錯誤の訂正

イスラエルを出願先としない国際出願又はイスラエルを申請先としない延長申請の錯誤の訂正はマドリッド規則に従うものとし、第20条の規定はこの件には適用されない。

第3節 イスラエルを指定する国際出願

第56E条 イスラエルを指定する出願への本法の規定の適用

登録官が、イスラエルを指定する出願の提出に係る国際事務局からの通知を受領した場合は、登録官は商標の登録適合性を審査するものとし、本法の規定が準用され、以下の変更に従うものとする：

- (1) 第17条の規定は適用されない；

(1a) 第17条A及び第17条Bに関して、出願の分割又は統合はマドリッド議定書第9条及びマドリッド規則の規定に基づき行うものとする；

(2) 第24条(c)に関して、第24条(b)に規定の異議申立通知の謄本は、第56条Fの冒頭に規定の期間内にマドリッド議定書及びマドリッド規則の規定に従って国際事務局に送付されるものとする；

(3) 第26条に従う登録に関して、登録官は当該商標が国際商標である旨を登録簿に記録するものとする；

(4) 第27条の規定に代わり、以下の規定が適用される：

(a) イスラエルを指定する国際出願の結果としてイスラエルで登録された国際商標の登録簿の登録日は、国際商標が国際登録簿に登録された日付とする；

(b) イスラエルを指定する延長申請の結果として、イスラエルで登録された国際商標の登録簿の登録日は、延長申請が国際登録簿に登録された日付となる；

第56F条 拒絶又は異議申立提出通知

(a) イスラエルを指定する出願が登録官に送付された日から18月以内に、登録官は本章の規定に従って以下のそれぞれに係る通知書を国際事務局に送付するものとする：

(1) 当該商標が登録適格性を有さないとする決定又は第18条の規定に従って出願が条件、補正、変更若しくは制限に従うことを条件としてのみ受理される決定；

(2) 商標の登録に対する異議申立書の提出又は係る異議申立の可能性があることは、18月以上経過後でも提出することができる。

(b) 登録官が(a) (2)の規定に従って異議申立書が提出される可能性があることを国際事務局に通知した場合は、登録官は当該異議申立書の提出期間終了から1月以内に、前記の異議申立期間中に提出されたすべての異議申立を国際事務局に通知するものとする。

第56G条 国際商標の登録

登録官が第56条Fに基づく通知を国際事務局に所定期間中に行わなかった場合は、登録官は商標を登録簿に登録し、当該商標が国際商標であることを登録簿に表示するものとする。

第56H条 異議申立における最終決定の通知

(a) 審査官が第56条F(a)又は(b)の規定に基づいて以前に国際事務局に通知した異議申立書の提出に係る決定をし、かつ、当該決定の日から30日以内に登録官が第25条(b1)に基づく前記決定の審判請求の提出通知を受領していない場合は、登録官は前記異議申立事項における決定を国際事務局に通知するものとする。

(b) 異議申立に対する登録官の決定に反して第25条に基づく審判請求が提出された場合は、登録官は当該審判請求の聴聞を行う裁判所の最終決定を国際事務局に通知するものとする。

第56I条 国際商標による国内商標の差替

(a) 本節の規定に基づく登録簿への国際商標の登録は、以下の3の条件が満たされれば、すべての目的上、国内商標登録を差し替えることができる：

(1) イスラエルを指定する出願の国際事務局への提出の時点で、出願中の国際商標が国内商標であったとき；

- (2) 国際商標と国内商標の両方が、国際登録簿及び同一人物の名称の登録簿に登録されているとき；
- (3) 国際商標が、国内商標が登録されているすべての商品についてイスラエルに関する国際登録簿に登録されているとき。
- (b) (a)の規定に基づく登録の差替は国内商標の登録であるという理由で取得された権利を損なってはならない。
- (c) 国内商標の登録が国際商標の登録に差し替えられた場合は、その旨を登録簿に記録するものとする。

第56J条 本法の規定の国際商標への適用

登録商標に関する本法の規定は、イスラエルで登録された国際商標に準用され、かつ、以下の変更に従って適用される：

- (1) 第31条及び第32条の結びの部分に関して、登録商標の効力の延長又は更新は、マドリッド議定書の第6条(1)、第7条及び8条の規定に従い、かつ、マドリッド規則の規定に従って行う；
- (2) 第33条の規定は適用されない；
- (3)
- (a) 第36条、第49条、第51条及び第52条に関して、以下に示す事項の登録申請は、すべてマドリッド規則に従って国際事務局に直接又は本国官庁を介して提出される；
- (1) 譲渡又は法の運用の何れかにより第49条(a)に基づいて行われる移転の登録出願；
- (2) 第51条(a)に基づく授権された使用の登録出願；
- (3) 第52条(a)に基づき授権された使用に関する登録の変更又は係る登録の取消申請。
- (4) 第36条Aに関して、同じ商標の複数の登録の統合は、マドリッド議定書の第9条の規定及びマドリッド規則に従う。
- (b) 登録官が国際事務局から(a)に規定された申請の1の提出通知を受領した場合は、登録官は本法の規定に従って当該事項を決定する。

第56K条 国際商標の削除又は取消の通知

登録官は本章の規定に基づき、登録された商品の一部又は全部に関して第39条又は第41条の規定に基づきイスラエルで登録された国際商標の削除若しくは取消に関する最終決定又は最終判決を国際事務局に通知するものとする。

第56L条 国際登録からの削除又は取消の結果

- (a)
- (1) 登録された商品又は商品の類の一部若しくは全部に関して、国際事務局が国際登録簿から国際登録を削除し又は取消した旨を登録官に通知し、かつ、当該国際登録が(イスラエルの)登録簿にも登録されている場合は、登録官は、国際登録簿から削除され、又は取り消され、登録官にその旨が通知された商品若しくは商品の類に関して登録簿の国際登録を削除し、又は取り消すものとする；前記国際登録の削除又は取消日は、登録簿からの前記国際登録の削除又は取消日であるとみなされる；
- (2) 上記の(1)の規定は、第16条の規定に基づき登録簿に登録された商標にも適用され、この

件については第39条(b)の規定は適用されない。

(b) 登録された商品の一部又は全部に関して、国際事務局が国際登録簿から国際商標を削除又は取消した旨を登録官に通知し、かつ、その時点でイスラエルを指定する係属出願がある場合は、登録官は国際登録から削除又は取り消された旨を通知された商品に関する当該係属出願の処理を中止するものとする。

第56M条 国内商標による国際商標の差替

登録された商品又は商品の類の一部若しくは全部に関して、マドリッド議定書の第6条(4)に基づき本国官庁からの通知に従って国際商標が国際登録簿から削除又は取り消され、かつ、削除又は取消から3月以内に当該国際商標の所有者だった者が前記国際登録から削除され、又は取り消された商品に係る国内商標として同一の商標の登録出願を提出した場合は、以下の規定が適用される：

(1) 第56条L(a)の規定に従って登録が登録簿から削除又は取り消されたイスラエルで登録された国際商標に関して、登録官は登録簿内の商標を以下の出願に従って国内商標として登録する；

(2)

(a) 第23条の規定に従い公開されたイスラエルを指定した出願に関して、国内商標の登録出願は事実上イスラエルを指定した出願を差し替え、国際商標の登録に対して提出された異議申立は国内商標の登録に対して提出された異議申立であるとみなされる；

(b) イスラエルを指定した出願が第55条の規定に基づき優先権を主張した場合は、当該優先権は国内商標の登録出願に関して適用する。

(3) 国内商標の登録日は第56条E(4)に記載の通りとする。

第9章 侵害

第57条 侵害訴訟

(a) 登録商標の所有者又は周知商標の所有者は侵害訴訟を提起することができる。裁判所は未登録の商標に係る侵害訴訟を受理しないものとする。ただし、周知商標の場合は、裁判所は標章が未登録であっても標章の侵害訴訟を受理することができる。

(b) 廃止

第58条 取引慣行の証拠

侵害訴訟において、商標登録された商品の外装及び登録商標並びに係る商品に関連して他人によって合法的に使用された商標又は外装に関してはこれを取引慣行の証拠として認めるものとする。

第59条 救済

(a) 侵害訴訟において、原告は差止命令及び損害賠償による救済及び事案を処理する裁判所が与える権限を有するその他の救済並びに第59条Aに記載の救済手段を受ける権原を有する；

(b) 登録商標ではない周知商標に関する侵害については、原告は差止による救済の権原のみを有する；

第59A条 追加の救済手段

(a) 裁判所は請求の聴聞の終わりに以下の1を命ずることができる：

(1) 侵害行為中に製造された商品又は侵害行為中に使用された商品(本条では「商品」)の廃棄；

(2) 原告が請求した場合は、侵害がなかった場合の商品価値の支払いを斟酌した、商品の所有権の原告への移転；

(3) 商品に係るその他のあらゆる活動行為、ただし、裁判所は特別な事情がない限り、被告が侵害商標を除去したとしても被告が当該商品を所持することを認めないものとする。

(b) 本条に基づき商品の廃棄の申請を提出する当事者は、本規則で大臣の定める方法でイスラエル警察にその旨を通知するものとし、裁判所は、クレームする機会を警察に与えずに係る請求を聴聞してはならない。

第10章 罰則

第60条 罰則

(a) 以下の行為を犯した者は、懲役3年又は刑法第61条(a)(4), 5737 - 1977(以下「刑法」という)に規定の罰金の7倍の罰金を科せられるものとする。

(1) 取引目的で商標権者又はその者の代理人の許可なく、登録簿に商標が登録されている商品又は係る商品の包装の登録商標若しくはその模造及びそれにより他人を誤認させる虞がある登録商標若しくはその模造を出願する者；

(2) 取引目的で商標権者又はその者の代理人の許可なく、登録簿に登録されている商標又はその商標の模造及びそれにより他人を誤認させる虞がある標章を付した商品若しくは係る商品の包装を輸入する者；ただし、本項の規定は標章が作成された国の商標権者である者の許可を受けた標章を付した商品については適用されない；

(3) (1)及び(2)の規定に反して、商標を付した商品の販売、賃貸、配布又は若しくはイスラエルへの輸入に携わり、又は商業規模で係る商品を販売、賃貸若しくは配布する者；

(4) 商品を取引する目的で、(1)及び(2)の規定に反して、商標を付した商品を所持又はイスラエルに輸入する者。

(b) (a)に基づく犯罪が法人によってなされた場合は、当該法人は当該犯罪に科せられる罰金の二倍の罰金を科せられる。

(c) 標章を登録簿に登録する出願に関連して登録官に虚偽の情報を伝達した者は懲役1年に処される。

(d)

(1) 法人の上級役員は監督責任を負い、法人又は従業員による本条に記載の犯罪(以下「犯罪」という)を防止するために必要なあらゆる措置を講じるものとする。当該役員が上記の責務に違反した場合は、刑法第61条(a)(4)に記載の罰金を科せられる。

(2) 法人又はその従業員により犯罪がなされた場合は、上級役員が前記義務を果たすために必要な措置を講じたことが立証されない限り、(1)に基づく義務違反を犯したと推定される。

(3) 本項では「上級役員」は法人の現役経営者、共同経営者(有限責任社員を除く)及び犯罪がなされた問題の分野について法人に代わり責任を負う役員を意味する。

第61条 差止

第60条に基づく犯罪が有罪となった後、裁判所は所定の罰則に代わり、又はそれに加えて再犯差止命令を発することができる。

第62条 没収又は廃棄命令

第60条に基づいて起訴された者が引致された裁判所は、商品の梱包、包装若しくは広告又はブロック、ダイス及び他の装置並びに侵害商標の印刷材料若しくは他の材料の没収又は廃棄を命じることができる。

第63条 登録商標の虚偽表示

登録されていない商標を登録商標として表示する者は違反ごとに750ポンドの罰金が科せられる。本条の適用上、商標に関連して「登録済」という語又は当該商標に登録が取得された

ことを示唆することを示す語を用いた者は、当該商標が登録されたことを表示するものとみなされる。

第11章 証拠と手続

第63A条 登録官の他の決定に対する審判請求

本法に従って登録官によって下された他の決定は、裁判所の許可が得られれば裁判所に審判請求することができる。これに関して、「他の決定」とは、登録官の下での手続を終結しない決定である。

第63B条 認定地方裁判所

(a) 本法の適用上、認定された地方裁判所は審判請求人の意見によりエルサレム地区又はテルアビブの地方裁判所である。ただし、大臣は命令により本法に基づく地方裁判所の権限は定められた他の地方裁判所に付与することを指示することができる。

(b) 本条の規定は第9章及び第10章については適用されない。

第63C条 地方裁判所の判決又は他の決定に対する審判請求

本法に基づき地方裁判所による第63条Aに規定の判決及び他の決定は、最高裁判所長官又は最高裁判所長官が任命した他の最高裁判所判事による許可が得られれば、最高裁判所に審判請求することができる。裁判所法第41条(b)及び41条(c)の末尾に基づく規定は、前記他の決定を審判請求する許可証の交付に関しても準用されるものとする。

第64条 有効性の証拠となる登録

登録商標に係るすべての法的手続において、当該商標の商標権者が登録されている事実は、係る商標の原登録並びに当該商標のその後のすべての譲渡及び移転の有効性の一応の証拠となるものとする。

第65条 登録官の証明

本法又はこれに基づき制定された規則により登録官が行う権原を有する登録又は事柄に関する登録官の署名入の証明書は、登録がなされたこと及びその内容並びに事柄がなされた又はなされなかったことの一応の証拠とする。

第66条 審判請求人の聴聞

本法又は本法に基づき制定された規則により登録官に裁量権又はその他の権限が与えられる場合、所定期間内に出願人による請求があった場合は、登録官は聴聞を受ける機会を与えることなしに登録出願人又は商標の登録所有者に対してこれを不利に行使することはできない。

第67条 登録官に対する証拠

本法に基づくすべての規則に従うことを条件として、登録官に対する手続きにおける証拠は、登録官の別段の指示がない限り、証拠条例(新法)第15条5732 - 1971に基づく宣誓供述書又は行為地の法に基づき外国で作成された宣言書によるものとする。ただし、登録官は適当と認めた場合、書面による証拠に代えて、又はこれに加えて口頭証言を求めることができ、かつ、宣誓供述人又は宣言人に対して反対尋問を許可することができる。

第68条 証人に関する登録官の権限

登録官は、証人が自己の面前に出頭して証言を聴聞することを強制する行政長官の権限を有するものとする。

第69条 費用

登録官は、自己に対するすべての手続において合理的であるとみなす費用を当事者に裁定することができる。

第69A条 税関長への通知の付与

(a) 権利が侵害され又は侵害される合理的疑いがある登録商標の商標権者は、自己が商標権者であり、かつ、当該商標権者が侵害商品であると主張する商品の放出を停止させ、当該商品を関税法に基づいて輸入が禁止されている商品として扱うことを税関長に請求する旨を税関長に書面で通知することができる。

(b) (a)に基づく通知書は以下の1を含むものとする：

- (1) 出願人が商標権を有し、かつ、侵害商品の輸入を通知した独自の商品の例；
- (2) 税関長が独自商品と侵害商品とを比較できるカタログ又は他の書類。

(c) 商標権者は、知りうる範囲で以下の情報を税関長に提供する：

- (1) 商品の入荷数；
- (2) 輸入手段の十分な表記又は侵害商品を輸送する船名；
- (3) 侵害複製物の受領予定日。

(d) 商標権者は、商品の留置に関する全経費を賄うため、又は商品の留置が不当であったことが明らかになった場合に商品の留置の結果生じる損害を補償するために、かつ、関税法の適用上規定の手数料を納付するために税関長が定める一次証拠及び個人保証を税関長に提供しなければならない。

(e) 本条の規定は、関税法第129条に規定の個人使用のために輸入された侵害商品には適用されない。

第12章 手数料及び規則

第70条 手数料

本法に基づく出願，登録及びその他の事項について，規則に規定された手数料を納付するものとする。

第71条 実施及び規則

(a) 大臣は本法実施の任を負い，その目的のために以下の事項に関する規則を含む規則を制定することができる：

(1) 本法に基づく書類の編集及び転送の様式。大臣は電子書類の編集並びに転送及び保護された電子署名又はこれに関連する承認された電子署名の使用に関する規定も定めることができる。本項では，

「電子書類」電子保存でき，出力として再生できる電子メッセージである本法に基づく書類。
「電子メッセージ」，「保護された電子署名」，「承認された電子署名」 電子署名法5761 - 2011に規定の通り；

「出力」 コンピュータ法，5755 - 1995に規定の通り；

(2) 本法に基づく出願，通知，措置及び役務に関する手数料；

(3) 本法に基づく審判請求，異議及び出願に関する手続；

(4) 前条に規定のとおり，マドリッド議定書又はマドリッド規則の事項が適用されることを条件とする第8章Aの運用に係る事項，当該規則はマドリッド議定書及びマドリッド規則に従って制定されるものとする；

(5) 本法により登録官に提出される電子書類を含む書類の保存方法。

(6) 登録簿の閲覧並びに電子書類によるものを含めた(1)に規定の登録簿内の登録の認証謄本の作成と配布。

(b) (a) (2)に基づく規則はクネセト経済委員会の承認の下で制定される。

第71A条 附則の改正

大臣は命令により附則を改正することができる。

第72条 登録官による規則

本法の規定に従うことを条件として，登録官は，大臣の承認の下で所定の様式の規則を制定し，一般に以下のために適当であると認める事柄を行うことができる。

(a) 本法に基づく実務を規制するため；

(b) 本法に基づき納入可能な手数料を定めるため；

(c) 商標登録の目的で商品を分類するため；

(d) 商標及び他の書類の複製を作成し，又は要求するため；

(e) 登録官が適切であると認める方法で商標及び他の書類の謄本の公開及び販売又は配布を確保し，規制するため；

(f) 商標に関する庁の業務の他のすべての項目及び本法により登録官の管理下に置かれる他のすべての事項を規制するため。

附則

附則については第56A条を参照のこと
(マドリッド規則の定期的改正)